

かかりつけ医機能報告について



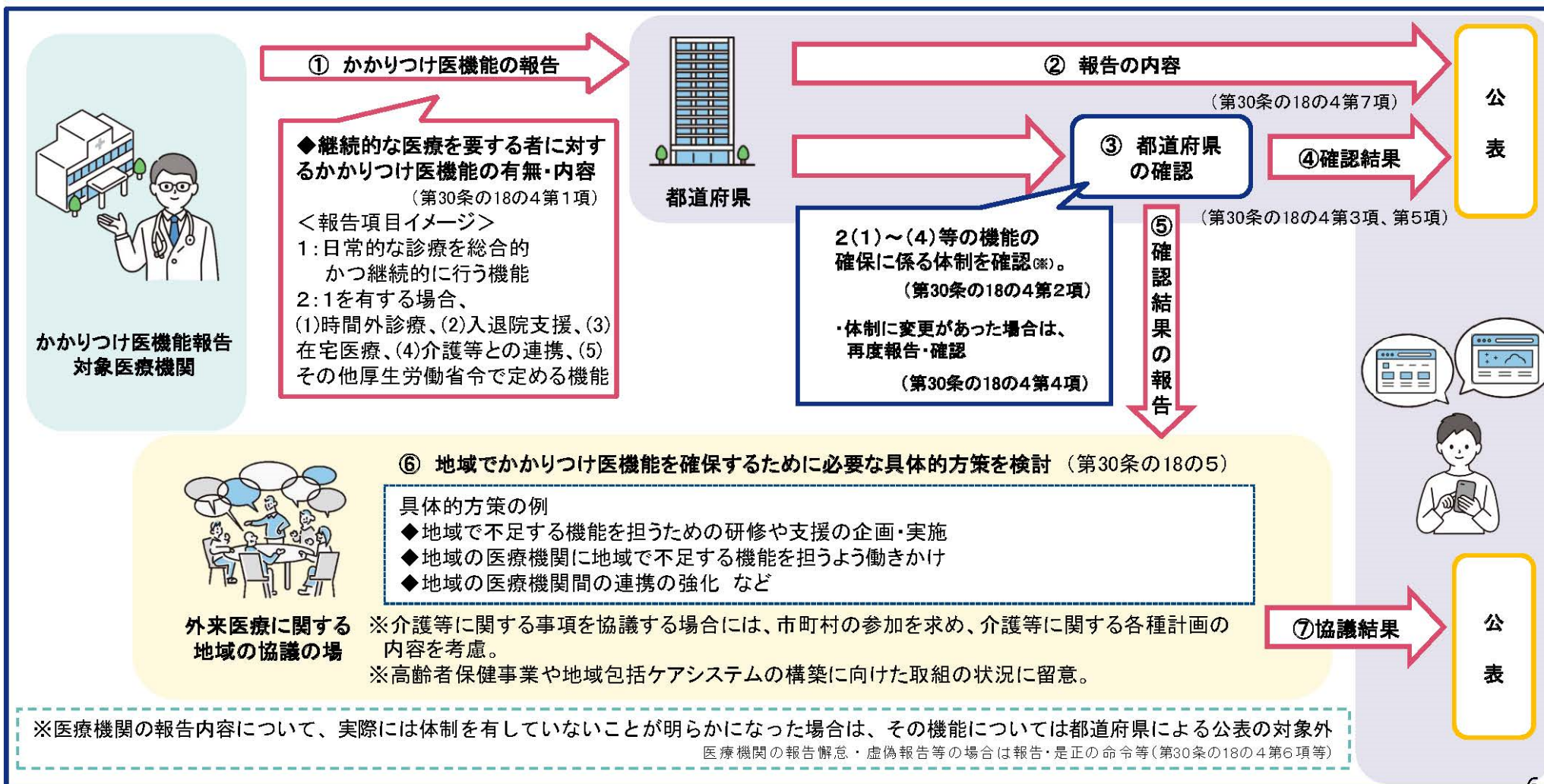
岩手県保健福祉部医療政策室

(1) 概要

- 令和5年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が成立・公布され、同法において、**医療法が改正**され、令和7年4月より「**かかりつけ医機能報告制度**」が施行された。
- **国民・患者**が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する**医療機関を適切に選択できる**ための情報提供を強化する。
- **各医療機関**が**機能や専門性に応じて連携**しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化する。

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



ポイント

- (1) 報告事項
- (2) 公表スケジュール
- (3) 協議の場

(2) 報告事項

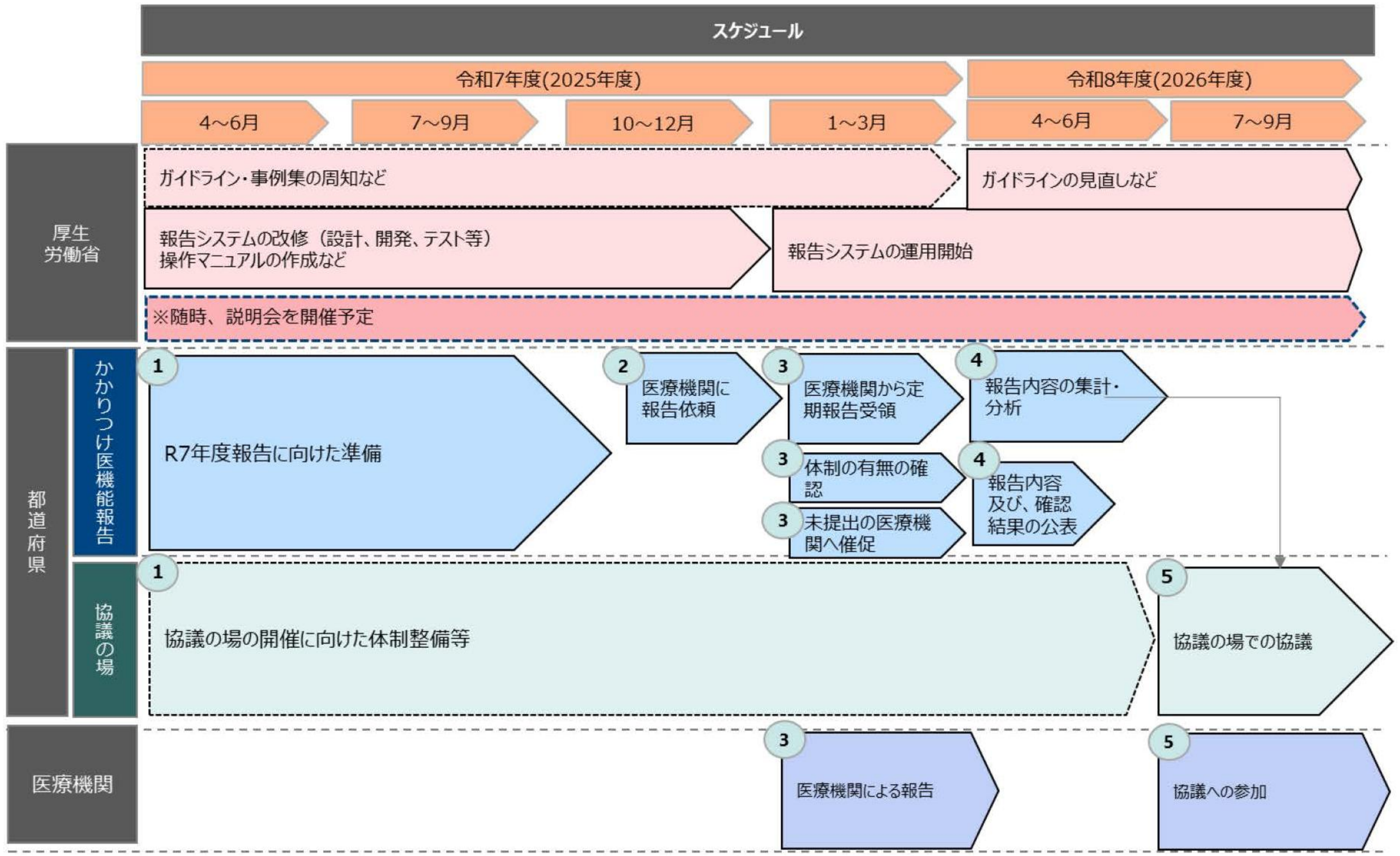
- 対象医療機関は、特定機能病院（岩手医大）及び歯科医療機関を除く、**病院及び診療所**となっている。
- 報告方法は、原則として医療機関等情報支援システム（G-MIS）により行う。
- 「**1号機能**」と「**2号機能**」について、毎年1月1日時点の状況を報告する。
 - 1号機能…**日常的な診療を総合的かつ継続的**に行う機能
 - 2号機能…継続的な医療を要する者に対する**時間外診療、入退院支援、在宅医療、介護連携**等の機能

かかりつけ医機能	具体的な機能	報告事項
1号機能	継続的な医療を要する者に対する 日常的な診療 において、患者の生活背景を把握し、 適切な診療及び保健指導 を行い、自己の専門性を超える場合には、 地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供 する機能	・かかりつけ医機能を有することを院内掲示している ・かかりつけ医機能に関する研修を修了の有無 ・17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無 ・医療に関する患者からの相談に応じることができる
2号機能（イ）	通常の 診療時間外 の時間に診療を行う機能	・自院又は連携による時間外診療体制の確保状況 ・自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況
2号機能（ロ）	在宅患者の後方支援病床を確保し、地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスに参加し、 入退院時に情報共有・共同指導 を行う機能	・自院又は連携による後方支援病床の確保状況 ・入退院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況 ・退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況 ・紹介受診重点医療機関等から紹介を受けた外来患者数
2号機能（ハ）	在宅医療 を提供する機能	・自院又は連携による在宅医療提供体制の確保状況 ・訪問診療・往診・訪問看護・在宅看取りの診療報酬項目の算定状況
2号機能（ニ）	介護サービス等の事業者と連携 して医療を提供する機能	・介護サービス事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況 ・介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況 ・介護保険施設等における医療の提供状況 ・地域の医療・介護情報提供システムの参加・活用状況 ・ACPの実施状況

※秋頃、具体的な運用や報告事項の詳細について、マニュアルを発出予定。

(3) 公表スケジュール

- 毎年4月以降、国が**報告結果**をとりまとめ、各都道府県に提供されたものを、HPなどで**公表**する。
- 「**協議の場**」で地域において必要なかかりつけ医機能確保のための**具体的な方策**を検討し、その**協議結果を公表**する。 ※どちらも医療法で定められている



※厚生労働省「かかりつけ医機能報告制度に係る第2回自治体向け説明会 資料」（令和7年1月31日）抜粋

(3) 公表スケジュール

①令和7年4月～

報告及び協議の場に向けた体制整備

- 庁内体制の整備
- 医療機関への周知
- 協議の場の開催に向けた調整
 - ・ 会議体の検討
 - ・ コーディネーター
 - ・ 協議テーマの検討
 - ・ 圏域、参加者の検討
 - ・ 関係者、保健所、市町村との調整

②令和7年11月頃～

医療機関への報告依頼

- 医療機関に対し、かかりつけ医機能報告の案内

③令和8年1～3月

医療機関による報告

- かかりつけ医機能報告を行う
- 県による疑義照会

④令和8年4月～

報告内容の集計・分析及び公表

- 報告結果を県HP等で公表
- 地域のかかりつけ医機能の確保状況を把握
- 課題の整理、協議の場の開催に向けた準備

⑤令和8年7月～

協議の場での協議

- 医療関係者や保健所、市町村等との協議の場
- 協議結果をとりまとめ公表
- かかりつけ医機能を確保するための具体的方策を講じる

(4) 協議の場

- 医療分野だけでなく、**都道府県・市町村の介護・福祉分野**の含めた会議体の現状把握が重要。
- キーパーソンの協議の場への参加、コーディネーターの配置
- 定量データのみならず、医療・介護関係者の認識している課題等の**定性データ**も把握すること。
- 協議の場において、**具体的方策を検討し、協議結果を公表**する。

